

避難行動要支援者避難支援制度について ■問合せ 社会福祉課 ☎(20)3020

●避難行動要支援者避難支援制度とは？

集中豪雨や地震などの災害が起こった時、要介護者や障がい者などの「避難行動要支援者(=要支援者)」は自力での避難が困難となります。こうした方々の被害を少しでも減らすため、要支援者として地域に誰がいるかを把握し、誰が避難所まで誘導するかなどについて、あらかじめ地域住民の皆さんで決めておいていただく「地域ぐるみの助け合い(共助)の制度」です。

●対象者は？

在宅で生活している要介護者など次のいずれかに該当する方の中で、災害が起こった時、自力や家族での支援では避難が困難となる方です。

- ①介護保険の要介護認定者(要介護3以上)、②身体障がい者(1・2級)、③知的障がい者(A1・A2・A)、④精神障がい者(1・2級)、⑤難病者(神経系)、⑥その他①～⑤以外で災害時の支援が必要な方

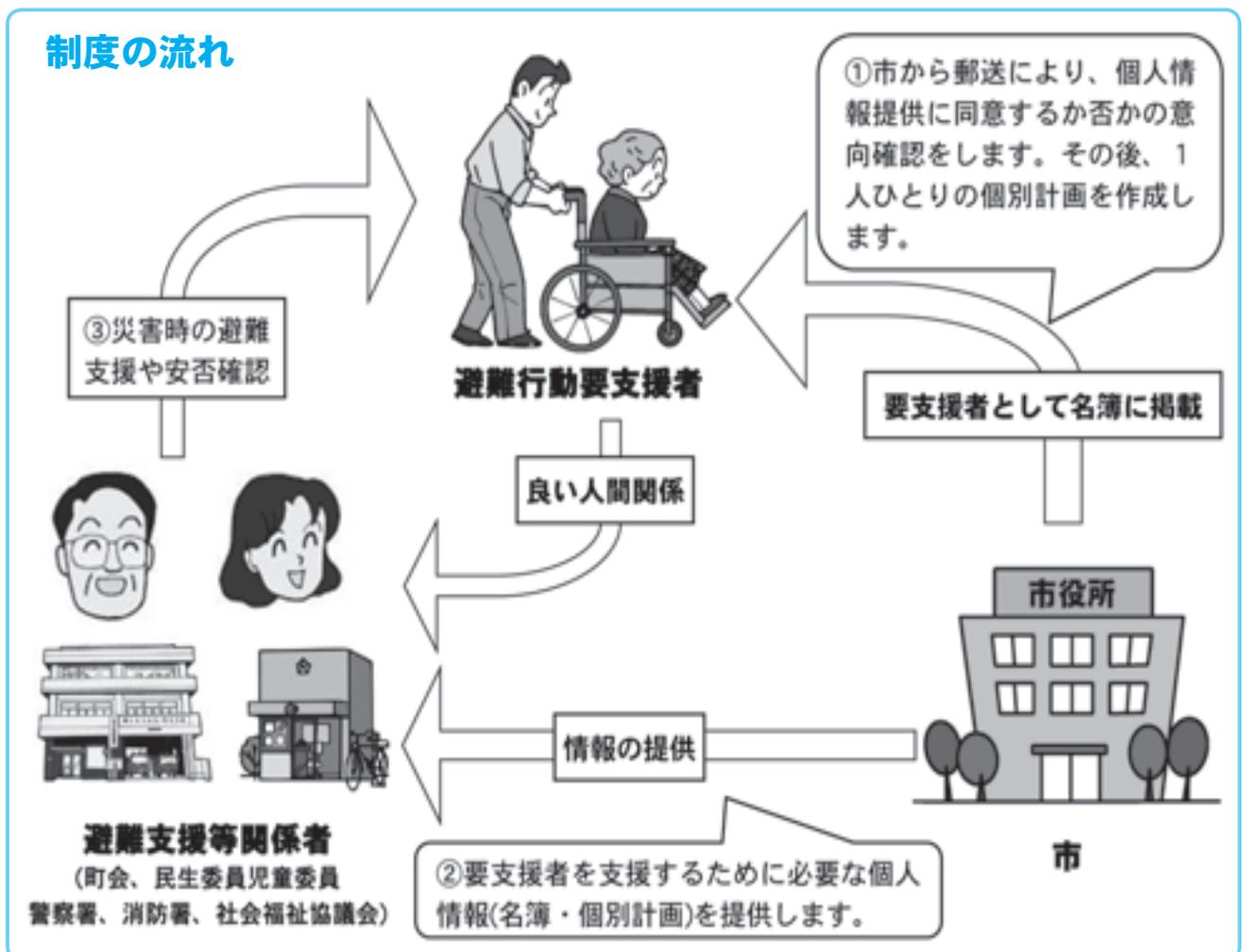
※以前の制度(災害時要援護者避難支援制度)では高齢者(年齢要件のみ)も対象となっていました、

今回の制度では対象となっていません

【地域の方へのお願い】

高齢者や要介護者、障がい者など、支援を求める人たちが安心して日常生活を送るために、身近な地域の人たちによる支え合いは大切です。災害発生時では、支援を必要とする人が安全に避難するため、身近な地域の人たちの支え合いがより重要なものとなってきます。

ご近所で要支援者について支援の依頼があったときは、できる限り協力をお願いします。



平成27年4月から生活困窮者自立支援法がスタート

自立相談支援事業 新設

【受託者：佐野市社会福祉協議会】

経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、これまで制度のはざままで支援を受けられなかった複合的な課題を抱えた方にも対応していきます。

生活の困りごと、悩みはありませんか？お困りの方は、ひとりで悩まず、まず相談を

生活	お金も食べ物も底をついてしまった。身寄りもなくどうしたらよいかわからない。悩みがあるがどこに相談したらよいかわからない。
仕事	仕事がなかなか決まらない。働きに出る自信がない、仕事が長続きしない。
家庭	家族が病気のため、仕事が続けられなくなってきた。
健康	心身に不調があって働けなくなり、これからの生活や治療費が心配。
将来	職にも就かず、外出もしない息子の将来が心配。

▶相談できる方（下記①～③のすべての条件に該当する方です）

- ①市内にお住まいの方
- ②さまざまな理由で経済的にお困りの方
- ③生活保護を受けていない方

▶支援の流れ

- 相談から就労や生活の安定・自立までを相談支援員がサポートします。
- ・相談支援員が、お話をお聞きし、必要なサービスなどをご案内します
- ・相談内容により、継続的な支援が必要であると判断した場合は、支援プランを作成します
- ・支援プランは、自立生活に向けた就労支援や各種サービスの提供を計画するもので、このプランに基づき、支援を行っていきます

■問合せ まずはお気軽にお電話ください **「相談無料」・「秘密厳守」**

相談支援窓口：社会福祉協議会本所(総合福祉センター内) ☎(22)8113

初期相談窓口：同会田沼支所(田沼中央公民館内) ☎(61)1139

同会葛生支所(葛生あくど保健センター内) ☎(86)2940

(開設日時：月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始除く))

住居確保給付金 新設

離職により生活に困って住宅を失った方、または住宅を失う恐れの高い方が、安定した就職活動ができるように、所得が一定水準以下の場合、期限付きで家賃相当額を支給します。

※上記の「自立相談支援事業」で相談をお受けしています

■問合せ 社会福祉課 ☎(20)3020 ・社会福祉協議会本所 ☎(22)8113

学習支援事業 新設

【受託者：社会福祉法人とちのみ会】

経済的に厳しい生活困窮世帯のお子さんに、学ぶ機会を提供します。

▶対象 中学1年生～3年生

■問合せ 社会福祉課 ☎(20)3020

■問合せ 社会福祉課 ☎(20)3020

